

費用の配賦・レートメークについて

平成 27 年 1 1 月

関西電力株式会社

I . 費用の配賦（個別原価計算）について

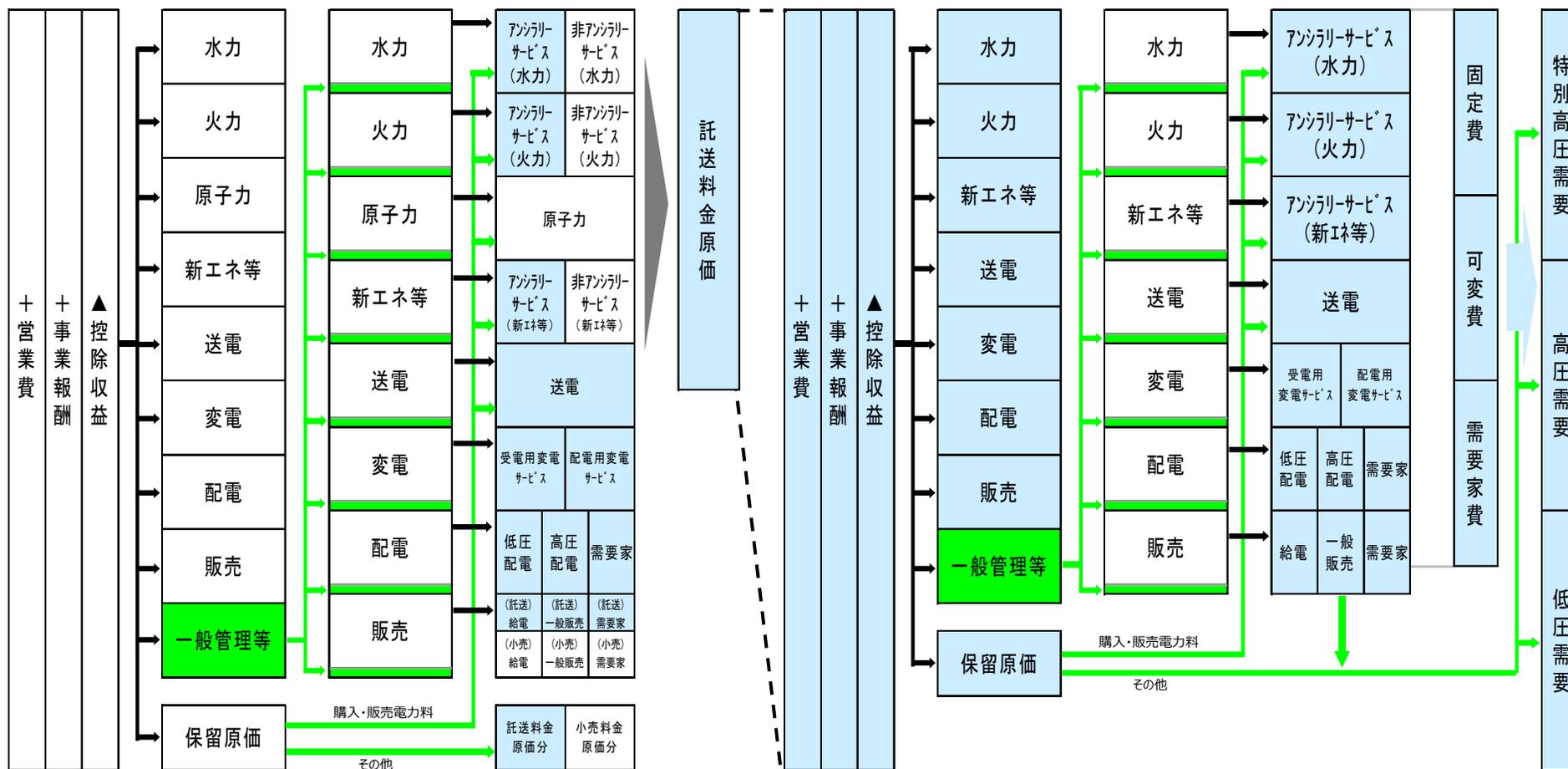
個別原価計算の概要

■ 託送料金の算定については、以下の手順で託送料金原価を低圧・高圧・特別高圧需要に配分しております。

- ① 平成25年に認可された総原価から託送料金原価を特定。
- ② ①で特定した託送料金原価を、新たな託送料金算定省令（電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令）に従って整理し、低圧・高圧・特別高圧需要に配分。

①認可された総原価から託送料金原価を特定

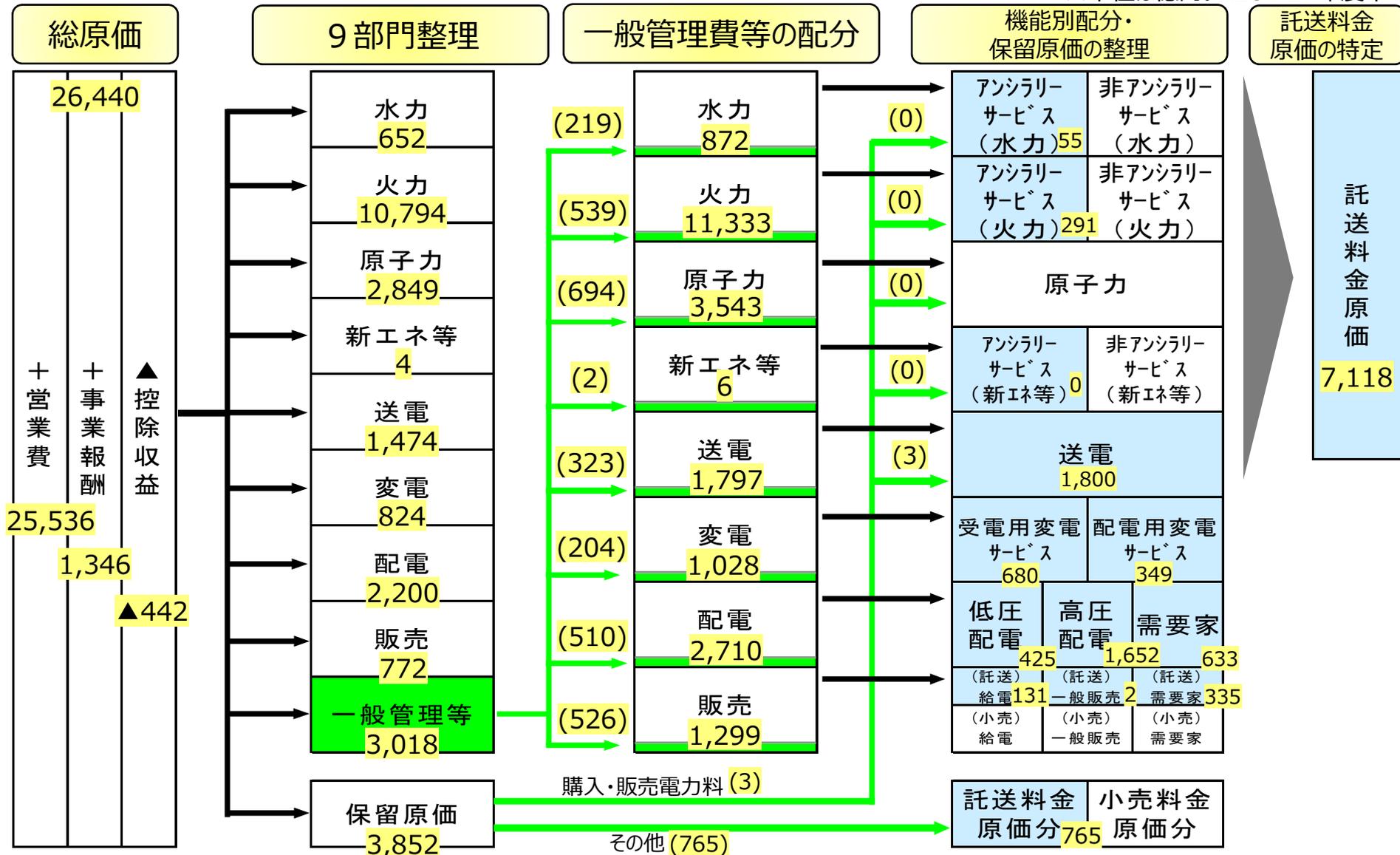
②新たな託送料金算定省令に従って、三需要種別に配分



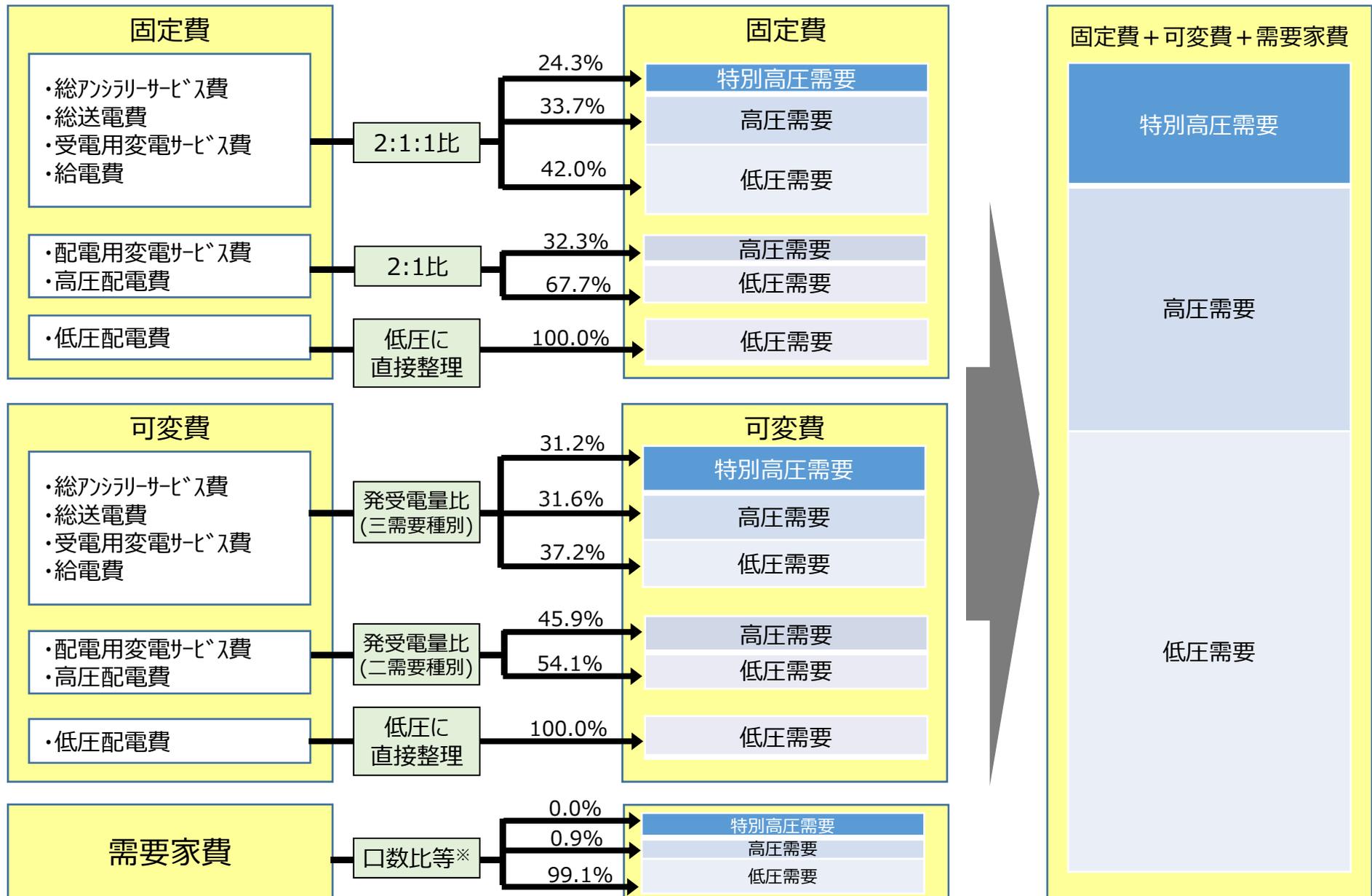
①総原価から託送料金原価を特定

■ 認可された総原価からの託送料金原価の特定については、現行の託送料金算定省令で規定されている方法に準じて算定しております。

※単位は億円。H25～27年度平均



(参考) 需要種別配分のイメージ



※ 需要家費のうち、引込線・計器等に係るものの一部については、事業者設定基準を定めた上で、経済産業省令で定められた口数比による配分以外の手法で需要種別配分を行っている。

Ⅱ. レートメイクについて

託送料金設定の概要

■「電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令」の規定に基づき、以下の通り、託送料金を設定しました。

＜① 原価と料金収入との関係＞
三需要種別毎の原価と料金収入が一致するように料金を設定

＜② 料金制＞
2部料金制および定額料金制の設定

＜③ 選択メニューの設定＞
標準料金に加えて、送配電設備の効率的な使用を促す時間帯別料金を設定

(税込)

託送料金原価 (特別高圧)	=	託送料金収入 (特別高圧)	⇒	基本料金収入		⇒	特別高圧		
				電力量料金収入			電力量 料金	基本料金	
						標準			
							時間帯別	昼間	1.27円
						夜間		1.11円	
託送料金原価 (高圧)	=	託送料金収入 (高圧)	⇒	基本料金収入		⇒	高圧		
				電力量料金収入			電力量 料金	基本料金	
						標準			
							時間帯別	昼間	2.82円
						夜間		2.29円	
託送料金原価 (低圧)	=	託送料金収入 (低圧)	⇒	定額料金収入		⇒	低圧 電灯		
				基本料金収入			電力量 料金	基本料金 (実量契約)	
						標準			
							時間帯別	昼間	8.83円
						夜間		6.85円	

※ 1年未満の使用に応じた臨時料金や、自己託送（自己等への電気の供給）を利用する場合の従量料金も設定。

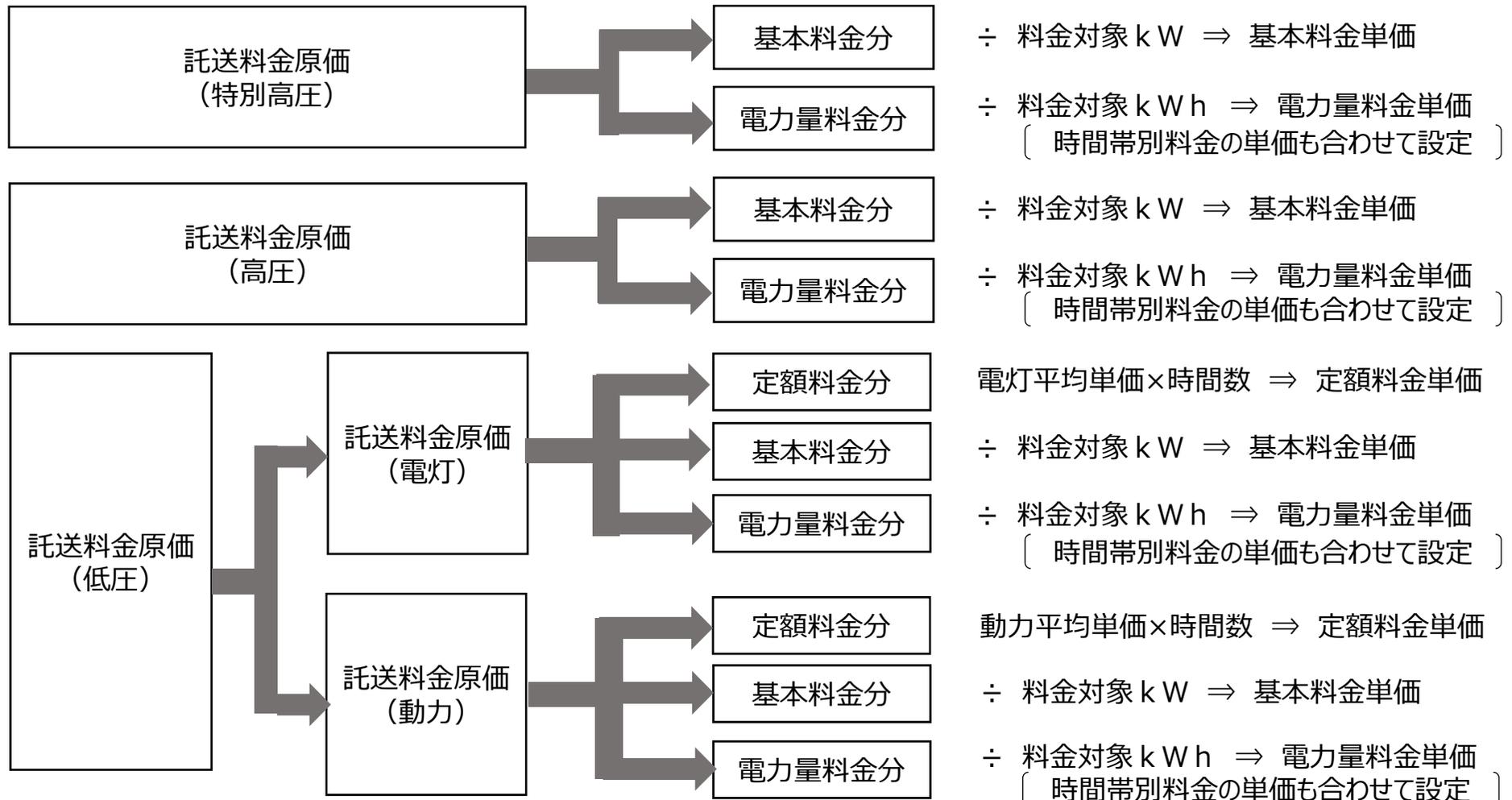
託送料金メニューの構成

■ 託送料金メニューは、事業者設定基準を届け出て、以下のとおり、特別高圧・高圧・低圧の需要種別毎に設定いたしました。なお、低圧の託送料金については、現行の供給約款料金との整合性を確保するとの基本的考え方を踏まえつつ、今回新たに設定しております。

	接続送電サービス	臨時接続送電サービス	予備送電サービス
特別高圧	特別高圧 標準／時間帯別／従量	特別高圧 臨時	A B
高圧	高圧 標準／時間帯別／従量	高圧 臨時	
今回追加 低圧 0.4kVA	電灯 標準／時間帯別／従量 電灯定額	動力 標準／時間帯別／従量 3kVA 電灯臨時 動力臨時 電灯臨時定額 動力臨時定額	5kW

レートメークの概要

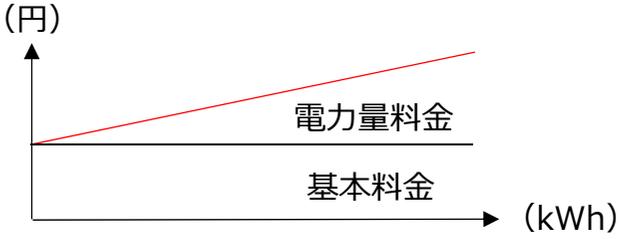
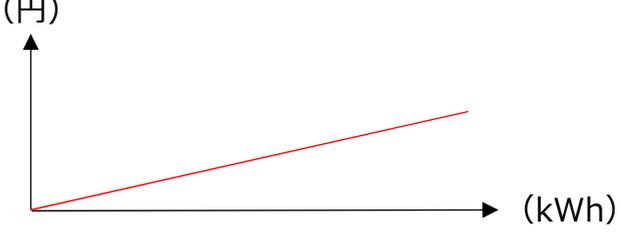
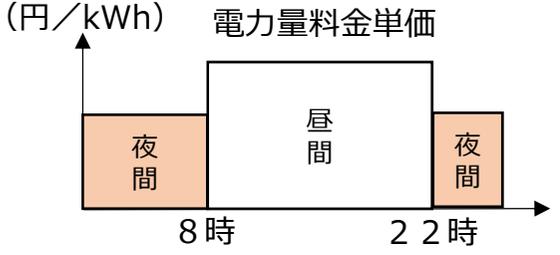
- 基本料金単価については、需要種別毎の回収分から、基本料金の回収分を設定し、料金の対象となる kW で除して、基本料金単価を設定しております。
- 電力量料金単価については、需要種別毎の回収分から、基本料金の回収分（低圧は定額料金の回収分を含む）を差し引いた回収分を、料金の対象となる kWh で除して、電力量料金単価を設定しております。



※「託送料金原価」には、近接性評価割引額を含む。

※低圧託送料金原価の電灯・動力への配分は、費用配賦における三需要種別への配分方法に準じて配分している。

(参考) 主な料金制の種類

	概要	料金イメージ
2部料金制	<ul style="list-style-type: none"> 契約電力 (kW) または契約容量 (kVA) に対応する基本料金と、使用量 (kWh) に対応する電力量料金を組み合わせた料金制 (電灯標準接続送電サービス等)	 <p>(円)</p> <p>電力量料金</p> <p>基本料金</p> <p>(kWh)</p>
定額料金制	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の料金額は使用電力量の多寡にかかわらず一定となる料金制 使用形態がほぼ等しく、計器を取り付けて計量することが経済的でない、小規模な需要に適用 (電灯定額接続送電サービス等)	 <p>(円)</p> <p>(kWh)</p>
完全従量料金制	<ul style="list-style-type: none"> 自己託送 (自己等への電気の供給) において、ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した料金制 (電灯従量接続送電サービス等)	 <p>(円)</p> <p>(kWh)</p>
時間帯別料金制	<ul style="list-style-type: none"> 昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を踏まえた料金制 (電灯時間帯別接続送電サービス等)	 <p>(円/kWh) 電力量料金単価</p> <p>夜間</p> <p>昼間</p> <p>夜間</p> <p>8時 22時</p> <p>※休日扱い日 (日曜・祝日等) は全日夜間時間。</p>

送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準 [第25条第3項関係]

基準託送供給料金は送配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した以下の基準により設定する。

1. 料金の種類

送配電関連設備の利用形態，使用期間に応じた原価差を考慮して，接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金，予備送電サービス料金を設定する。

接続送電サービス料金は標準接続送サービス，昼間時間と夜間時間の送配電関連設備の利用状況の格差を踏まえた時間帯別接続送電サービス，自己等への電気の供給において，ごく限られた時間のみ託送制度を利用することに配慮した従量接続送電サービスおよび低圧で供給し電灯または小型機器を使用する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた電灯定額接続送電サービスを設定する。また，臨時接続送電サービス料金は臨時接続送電サービス，低圧で供給する場合に使用量が極めて少ないと見込まれることを踏まえた臨時定額接続送電サービスを設定する。また，高圧または特別高圧で供給する場合で，需要者が昼間時間から夜間時間への負荷移行を行なった結果，1年間を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生し，かつ，契約者が標準接続送電サービスまたは時間帯別接続送電サービスの適用を受け，契約者と当社との協議が整ったときは，昼間時間と夜間時間の固定費負担格差を考慮し，昼間時間最大電力を上回る部分に応じた割引額を算定し，基本料金及び電力量料金の合計から差し引くこととする。

2. 料金制

基準託送供給料金は基本料金と電力量料金を組み合わせた二部料金制，従量料金制および定額制により設定する。

3. 近接性評価

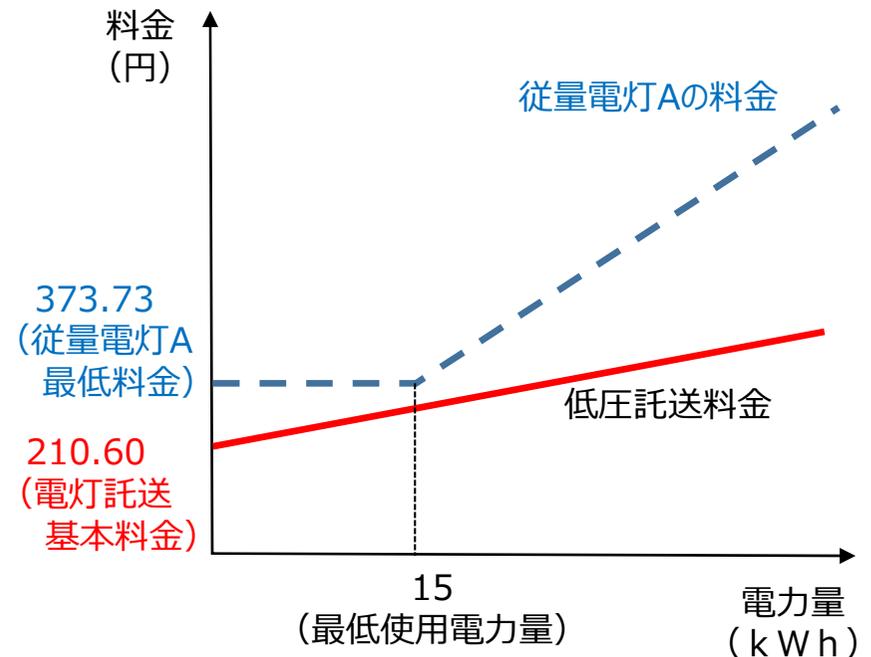
潮流状況改善効果を評価できる地域を，市町村ごとに，当該市町村における発電電力量，需要電力量および流通設備の実態等を踏まえて設定し，発電設備が，当該潮流状況改善効果を評価できる地域に立地する場合は，当社が当該発電設備から受電した電力量（契約者が，当該発電設備を維持し，および運用する発電契約者以外の事業者等を介して当該発電設備に係る電気を調達する場合の当該電気を除く。）と近接性評価割引単価を基礎に割引額を算定し，接続送電サービス料金，臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の合計から差し引くこととする。また，近接性評価割引単価は，基幹系統に係る設備投資が抑制され得ることおよび上位系統のロス分に係る電気価値を踏まえ，受電電圧ごとに設定する。

- 低圧託送料金については、制度設計ワーキンググループにおける以下の整理を踏まえて設定しております。
 - － 経過措置約款料金の個別料金メニューの単価を超えるような設定を認めるべきではない。
 - － 現行の供給約款料金で最低料金制を用いている会社の低圧託送料金は、基本料金を一律とすることが考えられる。
- また、基本料金の課金に際し、スマートメーターの導入を踏まえ、電気の使用実態をより適切に契約電力に反映できる実量契約を設定いたしました。合わせて、契約主開閉器の容量に基づき契約容量または契約電力を決定する主開閉器契約の選択も可能としております。

(税込)

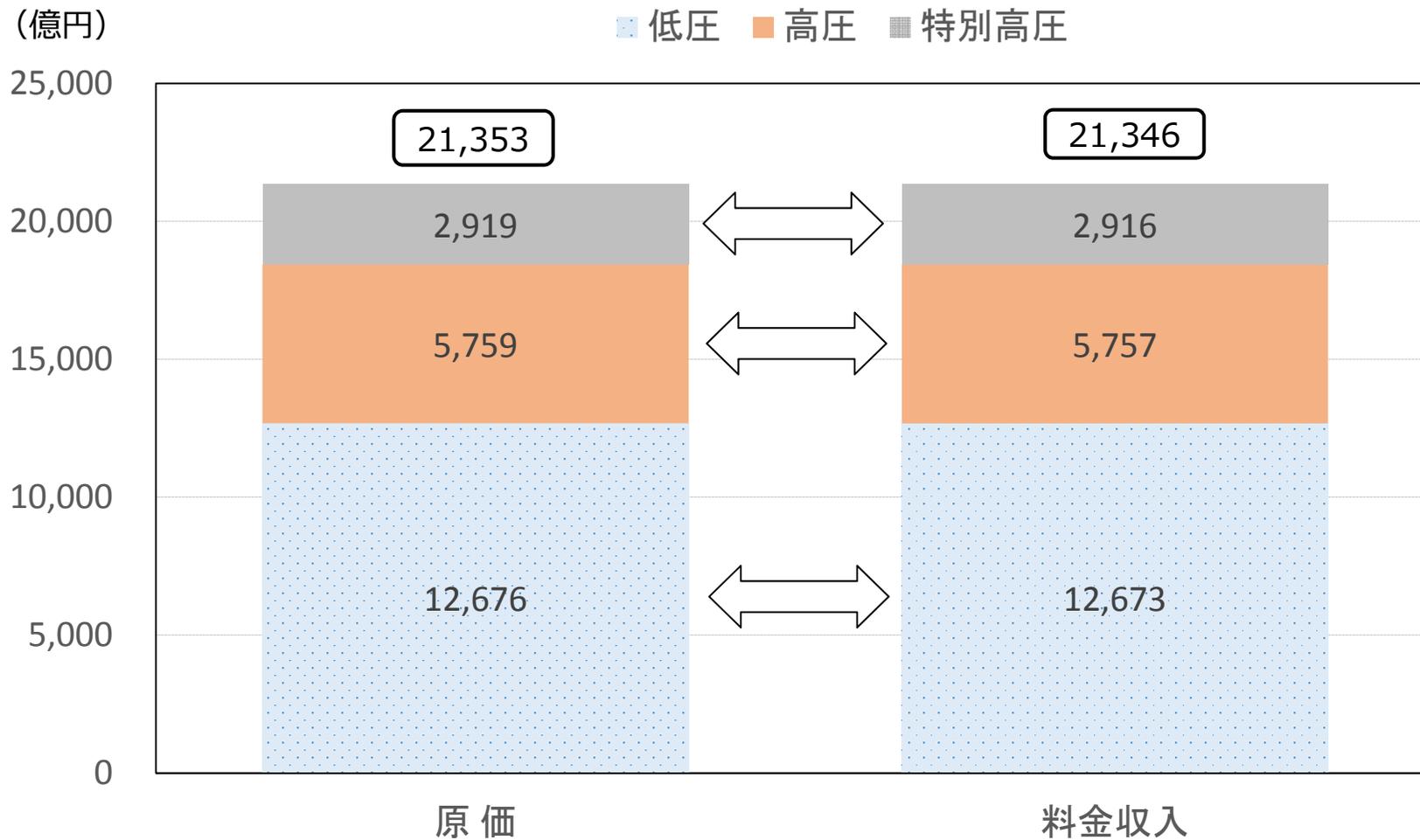
託送供給等約款	電灯	基本料金<実量契約の場合> (6 kWまで)	210.60円
		電力量料金	7.92円
	動力	基本料金<実量契約の場合> (1 kWにつき)	426.60円
		電力量料金	5.02円

電気供給約款	電灯	最低料金 (15 kWhまで)	373.73円
		電力量料金 (15 kWhをこえ120 kWhまで)	22.83円
	動力	基本料金 (1 kWにつき)	1,058.40円
		電力量料金 (その他季)	16.53円



原価と想定料金収入との関係

■ 託送料金は、省令に基づき、特別高圧・高圧・低圧の需要種別毎に、配分された原価を料金収入が超えない範囲で、原価と料金収入が極力近づくよう設定しております。



※数値は3ヵ年合計。

※四捨五入の関係で、合計が一致しない。

■ 今回、新たに設定した低圧託送料金は次のとおりとなります。

○低圧 接続送電サービス料金

（単位：円）

			単 位	料 金 単 価		
				新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)	
電灯定額 接続送電 サービス	電 灯 料 金	10Wまで		1 灯	32.68	—
		10Wをこえ20Wまで		1 灯	65.35	—
		20Wをこえ40Wまで		1 灯	130.71	—
		40Wをこえ60Wまで		1 灯	196.06	—
		60Wをこえ100Wまで		1 灯	326.76	—
		100Wをこえる100Wまでごとに		1 灯	326.76	—
	小型 機器 料金	50VAまで		1機器	97.60	—
		50VAをこえ100VAまで		1機器	195.20	—
		100VAをこえる100VAまでごとに		1機器	195.20	—
電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量	最初の6 kWまで	1送電サービス	210.60	—
		契約	6 kWをこえる1 kWにつき	1 kW	70.20	—
		主開閉器 契約	最初の6 kVAまで	1送電サービス	172.80	—
			6 kVAをこえる1 kVAにつき	1 kVA	59.40	—
	電力量料金			1 kWh	7.92	—
電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量	最初の6 kWまで	1送電サービス	210.60	—
		契約	6 kWをこえる1 kWにつき	1 kW	70.20	—
		主開閉器 契約	最初の6 kVAまで	1送電サービス	172.80	—
			6 kVAをこえる1 kVAにつき	1 kVA	59.40	—
	電力量料金		昼間時間	1 kWh	8.83	—
			夜間時間	1 kWh	6.85	—
電灯従量接続送電サービス			1 kWh	11.37	—	

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

○低圧 接続送電サービス料金

(単位：円)

			単 位	料 金 単 価	
				新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)
動力標準 接続送電サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	426.60	—
		主開閉器契約	1 kW	351.00	—
	電力量料金		1 kWh	5.02	—
動力時間帯別 接続送電サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	426.60	—
		主開閉器契約	1 kW	351.00	—
	電力量 料金	昼間時間	1 kWh	5.56	—
		夜間時間	1 kWh	4.37	—
動力従量接続送電サービス			1 kWh	12.02	—

○低圧 臨時接続送電サービス料金

(単位：円)

			単 位	料 金 単 価	
				新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)
電灯臨時定額 接続送電サービス	50VAまで		1送電サービス 1日につき	2.89	—
	50VAをこえ100VAまで			5.79	—
	100VAをこえ500VAまでの 場合100VAまでごとに			5.79	—
	500VAをこえ1kVAまで			57.93	—
	1kVAをこえ3kVAまでの 場合1kVAまでごとに			57.93	—
電灯臨時 接続送電サービス	基本 料金	最初の6kVAまで	1送電サービス	電灯標準接続送電サービス (主開閉器契約)の料金 率を10%割増したものの	—
		6kVAをこえる1kVAにつき	1 kVA		
	電力量料金		1 kWh		
動力臨時定額接続送電サービス			1 kW 1日につき	73.67	—
動力臨時 接続送電サービス	基本料金		1 kW	動力標準接続送電サービス (主開閉器契約)の料金 率を20%割増したものの	—
	電力量料金		1 kWh		

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

■ 高圧・特別高圧の託送料金は次のとおりとなります。

○ 高圧・特別高圧 接続送電サービス料金

(単位：円)

		単 位	料 金 単 価	
			新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)
高圧標準 接続送電サービス	基本料金	1 kW	507.60	507.60
	電力量料金	1 kWh	2.57	2.59
高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金	1 kW	507.60	507.60
	電力量料金	昼間時間	2.82	2.88
		夜間時間	2.29	2.21
高圧従量接続送電サービス		1 kWh	10.89	10.91
ピークシフト割引		1 kW	302.40	302.40
特別高圧標準 接続送電サービス	基本料金	1 kW	399.60	399.60
	電力量料金	1 kWh	1.21	1.16
特別高圧時間帯別 接続送電サービス	基本料金	1 kW	399.60	399.60
	電力量料金	昼間時間	1.27	1.24
		夜間時間	1.11	1.04
特別高圧従量接続送電サービス		1 kWh	7.77	7.71
ピークシフト割引		1 kW	237.60	237.60

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

○高圧・特別高圧 臨時接続送電サービス料金

(単位：円)

		単 位	料 金 単 価	
			新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)
高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1 kW	高圧標準接続送電サービスの料 金率を20%割増したもの	高圧標準接続送電サービスの料 金率を20%割増したもの
	電力量料金	1 kWh		
特別高圧臨時 接続送電サービス	基本料金	1 kW	特別高圧標準接続送電サービス の料金率を20%割増したもの	特別高圧標準接続送電サービス の料金率を20%割増したもの
	電力量料金	1 kWh		

○高圧・特別高圧 予備送電サービス料金

(単位：円)

		単 位	料 金 単 価	
			新単価 (消費税等相当額含む)	現行単価 (消費税等相当額含む)
高圧	予備送電サービスA	1 kW	74.52	74.52
	予備送電サービスB	1 kW	145.80	145.80
特別高圧	予備送電サービスA	1 kW	72.36	72.36
	予備送電サービスB	1 kW	111.24	111.24

※ 実際の料金等は、経済産業大臣の認可を受けて決定されます。

(単位：円)

	1ヶ月の使用量	電気料金お支払額 〔下段()内は再生可能エネルギー 発電促進賦課金の再掲〕	託送料金相当額
従量電灯A	300kWh	8,457 (474)	2,586
従量電灯B (契約容量：11kVA)	1,320kWh	42,115 (2,085)	10,945
時間帯別電灯 (契約容量：10kVA、マイコン容量：2kVA)	480kWh	11,471 (758)	4,020
はぴeタイム (契約容量：10kVA、マイコン容量：2kVA)	670kWh	16,772 (1,058)	5,454
季時別電灯PS (契約容量：10kVA、マイコン容量：2kVA)	480kWh	11,005 (758)	3,988
低圧総合利用契約	12,000kWh	306,426 (18,960)	80,854
低圧電力 (契約電力：8kW、力率：90%)	530kWh	17,641 (837)	4,793

※電気料金お支払額には、燃料費調整額を含めておらず、平成27年5月分以降に適用する単価で算定した再生可能エネルギー発電促進賦課金(再掲)を含めており、口座振替割引(低圧電力は除く)を適用しています。

※電気料金お支払額および託送料金相当額には、消費税等相当額を含みます。

※はぴeタイム、低圧総合利用契約および低圧電力の電気料金お支払額には、「その他季」の電力量料金単価を適用しています。

※はぴeタイムの電気料金お支払額には、はぴeプラン(全電化住宅割引)を適用しておりません。

※実際にお支払いいただく電気料金は、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金により変動します。

※使用量の内訳は、時間帯別電灯は昼間時間225kWh・夜間時間255kWh、はぴeタイムはデイトime64kWh・リビングタイム257kWh・ナイトタイム349kWh、季時別電灯PSはピーク時間5kWh・オフピーク時間197kWh・夜間時間278kWh。

※低圧総合利用契約の託送料金相当額の内訳は、電灯42,026円(15kW、5,200kWh)、動力38,828円(11kW、6,800kWh)。

※託送料金相当額の算定においては、上記の使用量内訳等を基に算定しています。

これまでの審査会合におけるご指摘事項への回答について
〈レートメイク〉

番号	ご指摘事項
ご指摘事項4	託送料金の力率割引割増制度
ご指摘事項5	低圧託送の時間帯別料金における昼夜間料金の差

- 電力システムの安定性を維持するため、適切な力率を保持していただくことを託送供給等約款上、規定しております。
- 一方、需給双方の機器確認の業務負担を軽減する観点や、低圧動力需要のボリュームから系統に与える影響が小さいこと等を踏まえ、低圧動力託送において力率割引割増制度は設定しないこととしました。

- 送電サービス料金については、省令において、「送配電関連設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営が見込まれる場合には選択料金を設定することができる」旨が記載されていることを踏まえ、事業者設定基準を届け出て、送配電設備の効率的な使用を促すべく、設備の利用状況の格差を反映した時間帯別送電サービスを選択制として設定しております。
- 具体的には、送配電設備を需要のピークに対応するように形成している実態を踏まえ、特別高圧・高圧託送と同様に、送配電設備全体の利用における昼夜間の固定費負担格差を用いて、時間帯別送電サービス料金を設定いたしました。

